

(別表7)

## 有料老人ホーム重要事項説明書

記入年月日	2023年7月1日
記入者名	多賀 安希
所属・職名	そんぽの家 伊丹荒牧 ホーム長

### 1. 事業主体概要

種類	個人／法人	
	※法人の場合、その種類 営利法人	
名称	(ふりがな) そんぽけあかぶしきがいしや SOMP Oケア株式会社	
主たる事務所の所在地	〒140-0002 東京都品川区東品川四丁目12番8号	
連絡先	電話番号	03-6455-8560
	FAX番号	03-5783-4170
	ホームページアドレス	<a href="https://www.sompocare.com/">https://www.sompocare.com/</a>
代表者	氏名	鷺見 隆充
	職名	代表取締役
設立年月日	1997年 5月 26日	

### 2. 有料老人ホーム事業の概要

#### (住まいの概要)

名称	(ふりがな) そんぽのいえ いたみあらまき そんぽの家 伊丹荒牧	
所在地	〒664-0008 兵庫県伊丹市荒牧南4丁目6-1	
主な利用交通手段	最寄駅	J R 福知山線「中山寺」駅
	交通手段と所要時間	①徒歩約20分。 ②J R 宝塚線・阪急伊丹線「伊丹」駅から市営バス『荒牧公園』行きで「桑田」バス停下車徒歩約3分、天神川小学校の北東。
連絡先	電話番号	072-787-6624
	FAX番号	072-772-7878
	ホームページアドレス	<a href="https://www.sompocare.com/service/home/kaigo/H000167">https://www.sompocare.com/service/home/kaigo/H000167</a>
管理者	氏名	多賀 安希
	職名	ホーム長

建物の竣工日	2004年 2月 1日
有料老人ホーム事業の開始日	2004年 3月 1日

(類型)

1 介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）		
2 介護付（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合）		
3 住宅型		
4 健康型		
1 又は 2 に該当する場合	介護保険事業者番号	2873300970
	指定した自治体名	兵庫県
	事業所の指定日	平成 16 年 3 月 1 日
	指定の更新日（直近）	平成 28 年 3 月 1 日

3. 建物概要

土地	敷地面積	1,184.49 m <sup>2</sup>	
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地	
		2 事業者が賃借する土地	
		抵当権の有無	1 あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
		契約期間	1 あり (2004年3月1日～2024年2月末日) 2 なし
		契約の自動更新	1 あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
建物	延床面積	全体	1,942.37 m <sup>2</sup>
		うち、老人ホーム	1,942.37 m <sup>2</sup>
	耐火構造	1 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他（ ）	
		4 その他（ ）	
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物	
		2 事業者が賃借する建物	
		抵当権の設定	1 あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
		契約期間	1 あり (2004年3月1日～2024年2月末日) 2 なし
		契約の自動更新	1 あり <input checked="" type="checkbox"/> なし

居室の 状況	居室区分	1	全室個室			
		2	相部屋あり			
			最小		人部屋	
			最大		人部屋	
			トイレ	浴室	面積	戸数・室数
		タイプ 1	有 / 無	有 / 無	14.63 m <sup>2</sup>	3 介護居室個室
		タイプ 2	有 / 無	有 / 無	14.66 m <sup>2</sup>	2 介護居室個室
		タイプ 3	有 / 無	有 / 無	14.70 m <sup>2</sup>	2 介護居室個室
		タイプ 4	有 / 無	有 / 無	14.81 m <sup>2</sup>	5 介護居室個室
		タイプ 5	有 / 無	有 / 無	14.84 m <sup>2</sup>	12 介護居室個室
		タイプ 6	有 / 無	有 / 無	14.88 m <sup>2</sup>	21 介護居室個室
		タイプ 7	有 / 無	有 / 無	15.08 m <sup>2</sup>	3 介護居室個室
		タイプ 8	有 / 無	有 / 無	15.12 m <sup>2</sup>	3 介護居室個室
		タイプ 9	有 / 無	有 / 無	15.44 m <sup>2</sup>	2 介護居室個室
		タイプ 10	有 / 無	有 / 無	19.58 m <sup>2</sup>	3 介護居室個室

※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。

共用施設	共用便所における便房	3 か所	うち男女別の対応が可能な便房	か所
			うち車椅子等の対応が可能な便房	3 か所
	共用浴室	4 か所	個室	4 か所
			大浴場	か所
	共用浴室における介護浴室	2 か所	チェア一浴	1 か所
			リフト浴	1 か所
			ストレッチャー浴	か所
			その他 ( )	か所
	食堂	1 あり	2 なし	
	入居者や家族が利用できる調理施設	1 あり	2 なし	
	エレベーター	1 あり	(車椅子対応)	
		2 あり	(ストレッチャー対応)	
		3 あり	(上記 1・2 に該当しない)	
		4 なし		
消防用設備等	消火器	1 あり	2 なし	
	自動火災報知設備	1 あり	2 なし	
	火災報知設備	1 あり	2 なし	
	スプリンクラー	1 あり	2 なし	
	防火管理者	1 あり	2 なし	
	防災計画	1 あり	2 なし	
その他				

#### 4. サービスの内容

運営に関する方針	<p>入居者の意思を尊重し、心身の特性にあわせた自立支援サービスを提供することを通じて、生活の質の向上を目指す。また、地域とのかかわりを深め、入居者の地域での暮らしを支える。</p> <p>＜個人情報の保護について＞</p> <p>事業者およびその職員は、業務上知り得た入居者、身元保証人および入居者の家族に関する秘密および個人情報についてはその保護に努め、入居者もしくは他の入居者の生命・身体・精神に危険がある場合、法令に基づく場合、法令により許容されている場合等、正当な理由がある場合または当該秘密もしくは個人情報の主体の事前の同意がある場合を除き、契約期間中および契約終了後も、第三者に漏らすことはない。</p> <p>＜虐待防止に関する事項＞</p> <p>1 事業者は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施</li> <li>(2) 入居者およびその家族からの苦情処理体制の整備</li> <li>(3) その他虐待防止のために必要な措置</li> </ul> <p>2 事業者は、サービス提供中に、事業者の職員または養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、すみやかに、これを市区町村に通報するものとする。</p>
サービスの提供内容に関する特色	<p>のびのびとこれまで通りの暮らしにつながる、自由に自立した生活ができる環境を整え、それぞれのお部屋で、趣味に興じたり、自然に身体を動かしたり、思い思いにお過ごしいただけます。お一人おひとりの状態を考慮した「カスタムメイドケア」の実践により、自立した生活の支援を致します。</p> <p>テクノロジーの活用により、介護における利用者の選択肢を増やし、介護職は人にしかできない介護に注力することで、利用者の自立支援、QOL向上を目指します。</p>

入浴、排せつ又は食事の介護	<input type="checkbox"/> 1 自ら実施	2 委託	3 なし
食事の提供	1 <input type="checkbox"/> 自ら実施	<input type="checkbox"/> 2 委託	3 なし
洗濯、掃除等の家事の提供	<input type="checkbox"/> 1 自ら実施	2 委託	3 なし
健康管理の供与	<input type="checkbox"/> 1 自ら実施	2 委託	3 なし
安否確認又は状況把握サービス	<input type="checkbox"/> 1 自ら実施	2 委託	3 なし
生活相談サービス	<input type="checkbox"/> 1 自ら実施	2 委託	3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合省略可能

特定施設入居者生活介護の 加算の対象となるサービス の体制の有無	身体拘束廃止未実施減算	1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
	入居継続支援加算 (I)	1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
	入居継続支援加算 (II)	1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
	生活機能向上連携加算	1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
	個別機能訓練加算 (I)	1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
	個別機能訓練加算 (II)	1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
	夜間看護体制加算	<input type="checkbox"/> 1 あり	2 なし
	若年性認知症入居者受入加算	<input type="checkbox"/> 1 あり	2 なし
	医療機関連携加算	<input type="checkbox"/> 1 あり	2 なし
	口腔衛生管理体制加算	<input type="checkbox"/> 1 あり	2 なし
	口腔・栄養スクリーニング加算	<input type="checkbox"/> 1 あり	2 なし
	科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/> 1 あり	2 なし
	退院・退所時連携加算	<input type="checkbox"/> 1 あり	2 なし
	介護職員処遇改善加 算	(I) <input type="checkbox"/> 1 あり	2 なし
		(II) 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
		(III) 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
	介護職員等特定処遇 改善加算	(I) 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
		(II) <input type="checkbox"/> 1 あり	2 なし
	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 あり	2 なし
	看取り介護加算 (I)	<input type="checkbox"/> 1 あり	2 なし
		(II) 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
	看取り介護加算 (II)	1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
		(I) 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
	認知症専門ケア加算 サービス提供体制強 化加算	(II) 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
		(I) 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
		(III) <input type="checkbox"/> 1 あり	2 なし
人員配置が手厚い介護サー ビスの実施の有無	1 あり	(介護・看護職員の配置率) : 1	
	<input type="checkbox"/> 2 なし		

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可		<input type="checkbox"/> 救急車の手配 <input type="checkbox"/> 入退院の付き添い 3 通院介助 4 その他 ( )
協力医療機関	1	名称 医療法人生成会 くさかベクリニック
		住所 大阪府池田市満寿美町 2-19 パシフィックコート B1
		診療科目 内科
		協力内容 24 時間の往診対応、日常の健康相談、入院及び救急の受入れ医療機関の手配
	2	名称 幸彩クリニック
		名称 兵庫県伊丹市千僧 3-143 3F
		診療科目 内科
		協力内容 24 時間の往診対応、日常の健康相談、入院及び救急の受入れ医療機関の手配
協力歯科医療機関	名称	臼井歯科医院
	住所	兵庫県伊丹市御願塚6丁目8番3号
	協力内容	訪問歯科診療

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 一時介護室へ移る場合 <input checked="" type="checkbox"/> 介護居室へ移る場合 3 その他 ( )
判断基準の内容	<p>(事業者からの申し出による移り住み)</p> <p>1 事業者は、入居者の心身の状況の変化により、入居時の居室では必要となる介護サービスの提供に支障をきたすこととなった場合、またはその他の事情により、入居者の居室を変更する必要があると判断する場合には、居室を変更できるものとする。なお、変更前後の居室の月額費用が異なる場合は、入居者および身元保証人の同意を得た上で、月額費用を変更することがある。</p> <p>2 事業者は、前項により居室を変更する場合は、次の各号に掲げるすべての手続きを行うものとする。</p> <p>(1) 協力医療機関の医師または主治医の意見を聴く。</p> <p>(2) 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。</p> <p>(3) 入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の</p>

	<p>変更、それに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。</p> <p>(4) 入居者および身元保証人の同意を得る。</p> <p>(5) 変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結する。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。</p> <p>3 本状により居室を変更する場合、第40条第2項（明渡しおよび原状回復）の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。</p> <p>（入居者または身元保証人からの申し出による移り住み）</p> <p>1 入居者および身元保証人は、事業者に対し、居室の変更を請求することができる。事業者は、これに応じる義務は負わないが、入居者および身元保証人の希望、本ホームおよび事業者が運営する他の有料老人ホームにおける空室の状況、他の入居希望者の状況等を踏まえ、可能な限りかかる請求に応じるものとし、入居者および身元保証人と協議の上、変更先の居室を決定するものとする。</p> <p>2 本ホーム内の変更については、変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結するものとする。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。</p> <p>3 事業者が運営する他ホームへの変更については、事業者の計算するところにより精算をし、退去手続きの上、再度変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結するものとする。</p> <p>4 前第2項および第3項の場合は、第40条第2項（明渡しおよび原状回復）の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。</p>
手続きの内容	<p>1 協力医療機関の医師または主治医の意見を聴く。</p> <p>2 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。</p> <p>3 入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。</p> <p>4 入居者および身元保証人の同意を得る。</p>

	5 変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結する。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。		
追加的費用の有無	1 あり	<input type="checkbox"/>	なし
居室利用権の取扱い	1 あり	<input type="checkbox"/>	なし
前払金償却の調整の有無	1 あり	<input type="checkbox"/>	なし
従前の居室 との仕様の 変更	面積の増減	<input type="checkbox"/> あり	2 なし
	便所の変更	1 あり	<input type="checkbox"/> なし
	浴室の変更	1 あり	<input type="checkbox"/> なし
	洗面所の変更	1 あり	<input type="checkbox"/> なし
	台所の変更	1 あり	<input type="checkbox"/> なし
	その他の変更	1 あり	(変更内容)
		<input type="checkbox"/> なし	

#### (入居に関する要件)

入居対象となる者	自立している者	1 あり	<input type="checkbox"/> なし
	要支援の者	<input type="checkbox"/> あり	2 なし
	要介護の者	<input type="checkbox"/> あり	2 なし
留意事項	<p>(禁止または制限される行為)</p> <p>1 入居者は、本ホームの利用にあたり、本ホームまたはその敷地内において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第6条（譲渡、転借等の禁止）の規定に反して、入居者以外の第三者に居室その他の本ホームの施設を使用すること。</li> <li>(2) 各種サービスの提供に際し、過剰なサービスを要求すること（特定施設入居者生活介護等を利用する場合の介護サービス計画に含まれていないサービスの要求を含む）。</li> <li>(3) 他の入居者の許可なく他の入居者の居室に入室すること、その他の他の入居者の生活や事業者による他の入居者に対するサービスの提供に悪影響を及ぼすこと。</li> <li>(4) 他の入居者または事業者の職員の身体・財産に危害を及ぼすことおよび危害を及ぼすとの威勢を示すこと。</li> <li>(5) 本ホームの共同生活の秩序を乱し、他の入居者または事業者の職員に迷惑をかける行為（各種ハラスメント行為を</li> </ul>		

	<p>含む)、その他本ホームの健全な運営に支障をきたす行為。</p> <p>(6) 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、火器、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保管すること。</p> <p>(7) 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること。</p> <p>(8) 排水管、その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと。</p> <p>(9) 大声、テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏、その他により、大音量等で近隣に迷惑を与えること。</p> <p>(10) 猛獣・毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。</p> <p>(11) 騒音、振動、居室内を著しく不衛生にする等により、近隣または他の入居者に迷惑をかけること。</p> <p>(12) その他運営・管理規程に違反する行為。</p>
2	<p>入居者は、本ホームまたはその敷地内もしくはその周辺において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為をすること。</p> <p>(2) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為をすること。</p> <p>(3) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、事業者の信用を毀損し、または事業者の業務を妨害する行為をすること。</p> <p>(4) 著しく粗野なもしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、本ホームの他の入居者、その関係者、周辺住民、通行人、または事業者の職員に不安を与えること。</p> <p>(5) 本ホームに反社会的勢力を入居させ、反復継続して反社会的勢力を出入させ、または本ホームを反社会的勢力の事務所などの活動の拠点に供すること。</p> <p>(6) その他前各号に準ずる行為をすること。</p>
3	<p>入居者は、本ホームの利用にあたり、事業者の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。また、事業者は他の入居者からの苦情、その他の場合に、その承諾を取り消すことがある。</p> <p>(1) 居室、共用施設、または敷地内に物品を置くこと（ただし、本ホームの運営に支障がない限りの入居者個人の衣類や家具備品の居室内への持ち込みは除く）。</p> <p>(2) 本ホーム内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行うこと。</p>

	<p>(3) 本ホームの増築・改築・移転・改造・模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内において工作物を設置すること。</p> <p>(4) 動物（第1項第(10)号に該当する場合は除く）を飼育すること。</p> <p>(5) 入居者が入居者の家族その他の入居者の関係者を付添・介助・看護等の目的で居室内に居住または宿泊させること。</p> <p>(6) 運営・管理規程等において、事業者がその承諾を必要と定めるその他の行為を行うこと。</p> <p>4 入居者は、入居者の家族その他の入居者の関係者が前第1項、第2項および第3項にかかる行為を行った場合には、速やかに当該行為者による当該行為を中止させなければならない。</p> <p>5 入居者に前第1項、第2項、第3項および第4項の義務を履行する能力がない場合、身元保証人が入居者に代わり前第1項、第2項、第3項および第4項の義務を負う。</p> <p>6 入居者は、本ホームの利用にあたり、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ事業者と協議を行うこととし、事業者はこの場合の基本的な考え方を運営・管理規程に定めることとする。</p> <p>(1) 入居者が1か月以上居室を不在にする場合の居室の保全、連絡方法、各種費用の支払いとその負担方法</p> <p>(2) 事業者が入居者との事前協議を必要と定めるその他の事項</p> <p>7 入居者が、第1項、第2項、第3項もしくは第4項の規定に違反し、または第6項の規定に従わず、事業者、事業者の職員、他の入居者などの入居者および身元保証人以外の第三者に損害を与えた場合は、事業者または当該第三者に対して損害賠償責任が生ずることがある。</p>
契約の解除の内容	<p>（事業者の契約解除）</p> <p>1 事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、入居者に対し、居室の明渡しを通告し、本契約を解除することができる。</p> <p>(1)入居時の提出書類に虚偽の事項を記載し、または虚偽の資料を提出し、その他不正の手段を用いて入居したとき。</p> <p>(2)第30条（入居までに支払う費用）に定める前払金または内金を事業者の定める支払期日までに支払わなかつたとき</p> <p>(3)第31条（入居後に支払う月額費用）に定める月額費用、その他これに準じる事業者に対する支払を2か月以上遅延</p>

	<p>し、または、正当な理由なくしばしば遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず支払わなかつたとき。</p> <p>(4) 建物・付帯設備・敷地を故意または重大な過失により滅失、毀損、汚損したとき。</p> <p>(5) 2か月を超える長期の不在・外泊により、復帰の目途がたたず本契約を継続する意思がないものと事業者が認めたとき。</p> <p>(6) 入居者の心身の状態が著しく悪化し、継続的に医療行為が必要となり、かつ、有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれに対応することができないとき（かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする）。</p> <p>(7) 入居者の行動が、他の入居者または職員の身体・生命・精神に危害を及ぼし、または、その危害の切迫したおそれがあり、かつ、有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれを防止することができないとき（かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする）。</p> <p>(8) 第6条（譲渡、転借等の禁止）または第25条第1項、第3項、第4項（禁止または制限される行為）の規定その他本契約の規定に違反し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これを是正しないとき。</p> <p>(9) その他、入居者、身元保証人、入居者の家族その他の入居者の関係者が、事業者、職員、他の入居者等に対して社会通念上許容できないような行為を行う等、事業者との信頼関係を破壊する行為があり、本契約を継続することが困難と認められるとき。</p> <p>2 前項の場合、事業者は、通告に先立ち、入居者（入居者に弁明の能力がない場合は身元保証人）に対し弁明の機会を設けるものとする。事業者は、入居者の移転先の有無等について確認し、移転先がない場合には、入居者、身元保証人、入居者の家族等の関係者と協議し、移転先の確保にできる限り協力し、解除日および居室を明け渡す期日の決定において配慮するよう努めるものとする。</p>
--	---

	<p>3 事業者は、入居者または身元保証人が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告・手続きを要さず、直ちに本契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第11条(反社会的勢力に関する表明・保証)に反する事実が判明したとき、または、反していると事業者が合理的に判断したとき。</p> <p>(2) 第25条第2項各号(禁止または制限される行為)に掲げる行為を行ったとき。</p> <p>4 事業者は、本条第1項または第3項に基づき本契約を解除した場合、入居者または身元保証人に損害が生じても、何らこれを賠償する責任を負わない。</p> <p>(入居者からの契約解除)</p> <p>1 入居者は、事業者に対して、事業者の定める書面をもって、少なくとも解除日の30日前に申し入れを行うことにより、本契約を解除することができる。入居者は、事業者に対し、解除日までに居室を明け渡さなければならない。</p> <p>2 入居者が、前項の書面を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、解除されたものとする。</p> <p>3 入居者は、事業者について、第11条(反社会的勢力に関する表明・保証)に反する事実が判明したときは、何ら催告を要さず、直ちに本契約を解除することができる。</p> <p>4 入居者は、前項に基づき本契約を解除した場合、事業者に損害が生じても、何らこれを賠償する責任を負わない。</p>	
事業主体から解約を求める場合	解約要項	入居契約 第35条に記載通り
	解約予告期間	なし
入居者からの解約予告期間	少なくとも解除日の30日前	
体験入居の内容	<p>1 あり            (内容：期間：6泊7日を限度とする。            費用：費用 1泊2日(3食、間食付) 11,000円(税込)            その他費用(オムツ代・日用雑貨品等、実費)            2 なし</p>	
入居定員	56人	
その他		

## 5. 職員体制（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載不要）

### (職種別の職員数)

	職員数（実人数）		常勤換算人数 ※1※2	
	合計			
	常勤	非常勤		
管理者	1	1	1.0	
生活相談員	1	1	1.0	
直接処遇職員	32	18	26.0	
介護職員	29	16	23.8	
看護職員	3	2	2.2	
機能訓練指導員	1	1	0.1	
計画作成担当者	1	1	1.0	
栄養士	—	—	委託: SOMP Oケ アフーズ株式会社	
調理員	—	—	委託: SOMP Oケ アフーズ株式会社	
事務員	0		—	
その他職員	0	1	—	
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2			40時間 (看護職員は 32時間)	
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。				

### (資格を有している介護職員の人数)

	合計	常勤	非常勤
社会福祉士	0		
介護福祉士	8	7	1
実務者研修の修了者	5	5	
初任者研修の修了者	1	1	
ヘルパー2級	4		4
介護支援専門員	0		

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1	1	
理学療法士	0		
作業療法士	0		
言語療法士	0		
柔道整復士	0		
あん摩マッサージ指圧師	0		

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜間帯の設定時間（16時～翌10時）		
	平均人数	最少時人数（休憩者等を除く）
看護職員	0人	0人
介護職員	2人	2人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※	a 1. 5 : 1 以上 b 2 : 1 以上 c 2. 5 : 1 以上 <b>d 3 : 1 以上</b>
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)	2.0 : 1

※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択

外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務 業務にかかる資格等	1 あり		2 なし		
		1 あり				
		資格等の名称		介護福祉士		
		2 なし				
区分		看護職員		介護職員	生活相談員	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	
前年度 1年間の採用者数		2				
前年度 1年間の退職者数		2		1		
業務に従事した経験年数						
1年未満の者的人数		3		1		
1年以上3年未満の者的人数		4		4		
3年以上5年未満の者的人数		1	3			
5年以上10年未満の者的人数		1	1	4	3	
10年以上の者的人数		2		5	1	
		機能訓練指導員		計画作成担当者		
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	
前年度 1年間の採用者数						
前年度 1年間の退職者数						
業務に従事した経験年数						
1年未満の者的人数						
1年以上3年未満の者的人数						
3年以上5年未満の者的人数		1				
5年以上10年未満の者的人数				1		
10年以上の者的人数						
従業者健康診断の実施状況		1 あり	2 なし			

6. 利用料金

居住の権利形態	1 利用権方式			
	2 建物賃貸借方式			
	3 修身建物賃貸借方式			
利用料金の支払い方式	1 全額前払い方式			
	2 一部前払い・一部月払い方式			
	3 月払い方式			
	4 選択方式	1 全額前払い方式		
	※該当する方式を 全て選択		2 一部前払い・一部月払い方式	
			3 月払い方式	

年齢に応じた金額設定	1 あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
要介護度に応じた金額設定	1 あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
入院等による不在時における利用料金(月払い)の取扱い	1 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額
利用料金の改定	条件 事業者は、費用の改定にあたって、所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数および人件費等を勘案
	手続き 運営懇談会において説明し、その意見を聴いて行うものとする

(利用料金のプラン (代表的なプラン))

		プラン 1	プラン 2
入居者の状況	要介護度	-	
	年齢	一歳	歳
居室の状況	床面積	14.63～19.58 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	便所	1 <input checked="" type="checkbox"/> あり 2 なし	1 あり 2 なし
	浴室	1 あり 2 <input checked="" type="checkbox"/> なし	1 あり 2 なし
	台所	1 あり 2 <input checked="" type="checkbox"/> なし	1 あり 2 なし
入居時点で必要な費用	前払金	0 円	円
	敷金	0 円	円
月額費用の合計 (30日の場合・税込)		175,550 円	円
家賃		94,300 円	円
サービス費用	特定施設入居者生活介護の費用※1	別紙参照	円
	介護保険外※2 食費 (30日の場合・税込)	43,740 円	円
	管理費 (税込)	37,510 円	円
	介護費用	-	円
	光熱水費	実費	円
その他		-	円
※1 介護予防・地域密着型の場合を含む			
※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関する介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない。)			

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	支払地代家賃額を考慮し、近隣の同業種の家賃額と同水準にて設定
敷金	-
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない
管理費	
食費	43,740円（税込）（1人あたり/30日の場合） 食費に含まれるサービス：献立、栄養管理、調理配膳、食事サービス全般等。外泊、入院等で不在の場合、5日前までに申し出た場合に限り、不在日数に応じて食材費（朝・昼・夕のいずれか摂れば請求）を返金します。 食材費：780円〔朝食200円、昼食300円、夕食280円〕（税抜） 厨房管理費：570円（税抜） 有料老人ホームにおける食費（飲食料品の提供の対価）に係る消費税については、「1食あたり 640 円以下」かつ「1 日あたり 累計額 1,920 円以下」の場合（何れも厨房管理費を含む）に、軽減税率（8%）の対象となります。また、税込価格は、1か月間の税抜価格を合計した後に消費税を乗算して算出します。
光热水費等	※入居者が設置したテレビに係る NHK 等の受信料負担の取扱いについて明記すること。 共用部分は、管理費に含む。個人居室の電気料金（37.4 円(税込)/kwh）については実費負担。また、各居室でのテレビ設置による放送受信料、固定電話設置による電話代においても実費となる。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	自立の方の費用：3,300 円／日

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	なし
※介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領しない場合は省略可能

算定根拠	
想定居住年数（償却年月数）	か月
償却の開始日	入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）	円
初期償却率	%
返還金の算定方法	入居後3ヶ月以内の契約終了 入居後3ヶ月を超えた契約終了
前払金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称
	2 信託契約を行う信託会社等の名称
	3 保証保険を行う保険会社の名称
	4 全国有料老人ホーム協会
	5 その他（名称：）

7. 入居者の状況（記入日現在）

（入居者の人数）

性別	男性	16人
	女性	40人
年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	1人
	75歳以上85歳未満	12人
	85歳以上	43人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	3人
	要支援2	4人
	要介護1	16人
	要介護2	8人
	要介護3	7人
	要介護4	12人
	要介護5	6人
入居期間別	6か月未満	8人
	6か月以上1年未満	5人
	1年以上5年未満	32人
	5年以上10年未満	9人
	10年以上15年未満	1人
	15年以上	1人

(入居者の属性)

平均年齢	88.2歳
入居者数の合計	56人
入居率※	100%
※入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人 数	自宅等	0人
	社会福祉施設	3人
	医療機関	2人
	死亡者	10人
	その他	0人
生前解約の状 況	施設側の申し出	人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	5人
		(解約事由の例) 他施設への転居のため

4. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対する窓口等の状況) ※複数ある場合は欄を増やして記入。

窓口の名称	お客様相談窓口	
電話番号	0120-65-1192	
対応している 時間	平日	9:00~18:00
	土曜日	9:00~18:00
	日曜・祝日	9:00~18:00
定休日	なし	
窓口の名称	そんぽの家 伊丹荒牧 生活相談員	
電話番号	072-787-6624	
対応している時間(平日)	9:00~18:00	
対応している 時間	土曜日	9:00~18:00
	日曜・祝日	9:00~18:00
定休日	なし	

窓口の名称		伊丹市介護保険課
電話番号		072-784-8037
対応している時間（平日）		9：00～17：00
対応している時間 定休日	土曜日	定休日
	日曜・祝日	定休日
		定休日
窓口の名称		兵庫県福祉サービス運営適正化委員会
電話番号		078-242-6868
対応している時間	平日	10：00～16：00
	土曜日	定休日
	日曜・祝日	定休日
定休日		土日祝祭日
窓口の名称		兵庫県国民健康保険団体連合会
電話番号		078-332-5617
対応している時間	平日	8：45～17：15
	土曜日	定休日
	日曜・祝日	定休日
定休日		国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日・3日、12月29日・30日・31日を除く
窓口の名称		( 市・町・村)保険者である自治体の介護保険課
電話番号		
対応している時間	平日	
	土曜日	
	日曜・祝日	
定休日		

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	<input type="checkbox"/> あり	(その内容) 福祉事業者賠償責任保険 (損害保険ジャパン株式会社)	
	2なし		
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1あり	(その内容)	
	<input type="checkbox"/> なし		
事故対応及び予防のための指針	<input type="checkbox"/> あり	2なし	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	<input type="checkbox"/> あり	実施日	毎年4月
		結果の開示	1あり <input type="checkbox"/> なし
	2なし		
第三者による評価の実施状況	<input type="checkbox"/> あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1あり 2なし
	<input type="checkbox"/> なし		

## 9. 入居希望者への事前情報開示

入居契約書の雛形	<input type="checkbox"/> 入居希望者に公開 2入居希望者に配布 3公開していない
管理規程	<input type="checkbox"/> 入居希望者に公開 2入居希望者に配布 3公開していない
事業収支計画書	<input type="checkbox"/> 入居希望者に公開 2入居希望者に配布 3公開していない
財務諸表の要旨	<input type="checkbox"/> 入居希望者に公開 2入居希望者に配布 3公開していない
財務諸表の原本	<input type="checkbox"/> 入居希望者に公開 2入居希望者に配布 3公開していない

10. その他

運営懇談会	<input type="checkbox"/> あり	(開催頻度) 年2回
	2 なし	
	<input type="checkbox"/> あり 1代替措置 あり	(内容)
2 代替措置なし		
提携ホームへの移行	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	(提携ホーム名 : )
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	<input type="checkbox"/> あり	2 なし
兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針第4章「規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
合致しない事項がある場合の内容		
第5章「既存建物等の活用の特例」への適合性	1 適合している (代替措置) 2 適合している (将来の改善計画) 3 適合していない	
兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	なし	
不適合事項がある場合の内容		

添付書類

別紙：特定施設入居者生活介護の費用

別添1：事業主体が兵庫県内で実施する他の介護サービス一覧表

別添2：入居者の個別選択によるサービス一覧表

※\_\_\_\_\_様

説明年月日 年 月 日

説明者署名\_\_\_\_\_

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

## 別紙（特定施設入居者生活介護の費用）

特定施設入居者生活介護費

2022年10月1日現在

要介護認定等	介護給付費 (単位／日)	介護給付費の額 (円／日)	介護給付費の目安 (円／30日)	代理受領の場合の利用者 負担分の目安 (円／30日)
要支援 1	182	1,901	57,057	5,706
要支援 2	311	3,249	97,498	9,750
要介護 1	538	5,622	168,663	16,867
要介護 2	604	6,311	189,354	18,936
要介護 3	674	7,043	211,299	21,130
要介護 4	738	7,712	231,363	23,137
要介護 5	807	8,433	252,994	25,300

加算給付費

2022年10月1日現在

加算内容	対象者	介護給付費	介護給付費の額	介護給付費の目安	代理受領の場合の 利用者負担分の目安
入居継続支援加算（Ⅰ）	要介護者	36単位/日	376円/日	11,286円/30日	1,129円/30日
入居継続支援加算（Ⅱ）	要介護者	22単位/日	229円/日	6,897円/30日	690円/30日
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	要介護者・要支援者	100単位/月	1,045円/月	1,045円/月	105円/月
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	要介護者・要支援者	200単位/月	2,090円/月	2,090円/月	209円/月
生活機能向上連携加算（Ⅱ） (個別機能訓練加算を算定している場合)	要介護者・要支援者	100単位/月	1,045円/月	1,045円/月	105円/月
個別機能訓練加算（Ⅰ）	要介護者・要支援者	12単位/日	125円/日	3,762円/30日	377円/30日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	要介護者・要支援者	20単位/月	209円/月	209円/月	21円/月
ADL維持等加算（Ⅰ）	要介護者	30単位/月	313円/月	313円/月	32円/月
ADL維持等加算（Ⅱ）	要介護者	60単位/月	627円/月	627円/月	63円/月
夜間看護体制加算	要介護者	10単位/日	104円/日	3,135円/30日	314円/30日
若年性認知症入居者受入加算	要介護者・要支援者	120単位/日	1,254円/日	37,620円/30日	3,762円/30日
医療機関連携加算	要支援者・要介護者	80単位/月	836円/月	836円/月	84円/月
口腔衛生管理体制加算	要支援者・要介護者	30単位/月	313円/月	313円/月	32円/月
口腔・栄養スクリーニング加算	要支援者・要介護者	20単位/回	209円/回	209円/回	21円/回
科学的介護推進体制加算	要支援者・要介護者	40単位/月	418円/月	418円/月	42円/月
退院・退所時連携加算※1	要介護者	30単位/日	313円/日	9,405円/30日	941円/30日
看取り介護加算（Ⅰ） (1) 死亡日以前31日以上～45日以下	要介護者	72単位/日	752円/日	752円/日	76円/日
看取り介護加算（Ⅰ） (2) 死亡日以前4日以上～30日以下	要介護者	144単位/日	1,504円/日	1,504円/日	151円/日

看取り介護加算（Ⅰ） (3) 死亡日以前2日または3日	要介護者	680単位/日	7,106円/日	7,106円/日	711円/日
看取り介護加算（Ⅰ） (4) 死亡日	要介護者	1,280単位/日	13,376円/日	13,376円/日	1,338円/日
看取り介護加算（Ⅱ） (1) 死亡日以前31日以上～45日以下	要介護者	572単位/日	5,977円/日	5,977円/日	598円/日
看取り介護加算（Ⅱ） (2) 死亡日以前4日以上～30日以下	要介護者	644単位/日	6,729円/日	6,729円/日	673円/日
看取り介護加算（Ⅱ） (3) 死亡日以前2日または3日	要介護者	1180単位/日	12,331円/日	12,331円/日	1,234円/日
看取り介護加算（Ⅱ） (4) 死亡日	要介護者	1,780単位/日	18,601円/日	18,601円/日	1,861円/日
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	要支援者・要介護者	3単位/日	31円/日	940円/30日	94円/30日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	要支援者・要介護者	4単位/日	41円/日	1,254円/30日	126円/30日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援者・要介護者	22単位/日	229円/日	6,897円/30日	690円/30日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援者・要介護者	18単位/日	188円/日	5,643円/30日	565円/30日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	要支援者・要介護者	6単位/日	62円/日	1,881円/30日	189円/30日
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	要支援者・要介護者	((介護予防) 特定施設単位数+加算単位数)×8.2%×地域区分単価			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	要支援者・要介護者	((介護予防) 特定施設単位数+加算単位数)×1.8%×地域区分単価			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	要支援者・要介護者	((介護予防) 特定施設単位数+加算単位数)×1.2%×地域区分単価			
介護職員等ベースアップ等支援加算	要支援者・要介護者	((介護予防) 特定施設単位数+加算単位数)×1.5%×地域区分単価			
身体拘束廃止未実施減算	要支援者・要介護者	身体的拘束に係る運営項目に違反した場合、基本単位数より10%の減算 以下、1日あたりの減算単位数 要支援1 -18単位 要支援2 -31単位 要介護1 -54単位 要介護2 -60単位 要介護3 -67単位 要介護4 -74単位 要介護5 -81単位			

※ 看取り介護加算は、夜間看護体制加算を算定している場合に限ります。

※1 入居から30日以内に限ります。

また、30日を超えた入院からホームに戻られた場合も対象となります。

- ・当施設の地域区分単価は、1単位=10.45（5級地）です。
- ・介護給付費の目安は、（介護費の単位）×（地域区分単価）×利用日数）で求め、小数点以下切り捨て。
- ・法定代理受領分の目安は、介護給付費から法定代理受領相当分を差し引いた額です。
- ・利用者負担額（代理受領の場合の利用者負担分の目安）は、1割負担の場合です。（小数点以下切り上げ）  
実際の自己負担額の割合は、介護保険負担割合証に記載の割合となります。
- ・消費税は非課税です。

## 別添 1

## 事業主体が兵庫県内で実施する他の介護サービス一覧表

介護サービスの種類	事業所名称	所在地
<居宅サービス>		
訪問介護	あり	なし
訪問入浴介護	あり	なし
訪問看護	あり	なし
訪問リハビリテーション	あり	なし
居宅療養管理指導	あり	なし
通所介護	あり	なし
通所リハビリテーション	あり	なし
短期入所生活介護	あり	なし
短期入所療養介護	あり	なし
特定施設入居者生活介護	あり	なし
福祉用具貸与	あり	なし
特定福祉用具販売	あり	なし
<地域密着型サービス>		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし
夜間対応型訪問介護	あり	なし
認知症対応型通所介護	あり	なし
小規模多機能型居宅介護	あり	なし
認知症対応型共同生活介護	あり	なし
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし
看護小規模多機能居宅介護	あり	なし
居宅介護支援	あり	なし
<居宅介護予防サービス>		
介護予防訪問入浴介護	あり	なし
介護予防訪問看護	あり	なし
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし
介護予防短期入所生活介護	あり	なし
介護予防短期入所療養介護	あり	なし
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし
介護予防福祉用具貸与	あり	なし
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし
<地域密着型介護予防サービス>		
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし
介護予防支援	あり	なし
<介護保険施設>		
介護老人福祉施設	あり	なし
介護老人保健施設	あり	なし
介護療養型医療施設	あり	なし
介護医療院	あり	なし

# 事業所一覧

サービス	事業所番号	所在地
	事業所名	
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	2 8 7 0 8 0 0 8 6 5	〒655-0034 兵庫県神戸市垂水区仲田 2 丁目 1-8
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	2 8 7 0 5 0 1 4 6 3	〒652-0815 兵庫県神戸市兵庫区三川口町 3 丁目 5-15
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	2 8 7 0 8 0 1 8 8 9	〒655-0043 兵庫県神戸市垂水区南多聞台 4 丁目 7-1
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	2 8 7 3 0 0 2 4 7 7	〒661-0951 兵庫県尼崎市田能 5 丁目 1-28
特定施設入居者生活介護	2 8 7 3 0 0 4 5 7 2	〒661-0046 兵庫県尼崎市常松 1 丁目 22-3
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	2 8 7 3 3 0 0 9 7 0	〒664-0008 兵庫県伊丹市荒牧南 4 丁目 6-1
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	2 8 7 3 1 0 0 7 3 5	〒666-0014 兵庫県川西市小戸 2 丁目 18-5
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	2 8 7 5 2 0 4 6 5 9	〒651-2113 兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬 1745-1
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	2 8 7 0 8 0 3 9 6 8	〒655-0852 兵庫県神戸市垂水区名谷町猿倉 285
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	2 8 7 0 2 0 2 7 4 0	〒657-0015 兵庫県神戸市灘区篠原伯母野山町 1 丁目 2-2
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	2 8 7 0 9 0 7 9 4 2	〒663-8114 兵庫県西宮市上甲子園 5 丁目 8-23
(介護予防) 認知症対応型協同生活介護	2 8 7 5 2 0 0 9 2 1	〒651-2113 兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬字大末 838-23
(介護予防) 認知症対応型協同生活介護	2 8 7 1 1 0 0 6 0 4	〒665-0815 兵庫県宝塚市山本丸橋 1 丁目 16 番 3 号

## 事業所一覧

サービス	事業所番号										所在地
	事業所名										
訪問介護	2	8	7	0	6	0	1	8	4	2	〒653-0037 兵庫県神戸市長田区大橋町4丁目1-10
訪問介護	2	8	7	0	8	0	2	4	3	2	〒655-0891 兵庫県神戸市垂水区山手1丁目3-21
訪問介護	2	8	7	0	5	0	2	0	6	5	〒652-0046 兵庫県神戸市兵庫区上沢通8丁目2-5
訪問介護	2	8	7	0	9	0	3	8	1	8	〒663-8006 兵庫県西宮市段上町8丁目8-27
訪問介護	2	8	7	0	9	0	4	1	3	9	〒663-8136 兵庫県西宮市笠屋町17-33
訪問介護	2	8	7	1	1	0	2	8	0	8	〒665-0056 兵庫県宝塚市中野町9-28
訪問介護	2	8	7	3	3	0	2	6	4	6	〒664-0008 兵庫県伊丹市荒牧南2丁目8-5
訪問介護	2	8	7	0	2	0	2	5	8	3	〒657-0864 兵庫県神戸市灘区新在家南町5丁目2-15
訪問介護	2	8	7	0	9	0	7	4	3	9	〒662-0953 兵庫県西宮市堀切町5番5
居宅介護支援	2	8	7	0	9	0	4	1	4	7	〒662-0972 兵庫県西宮市今在家町1番8号 ケープヒルズ 阪神西宮602号
居宅介護支援	2	8	7	0	6	0	1	8	3	4	〒653-0037 兵庫県神戸市長田区大橋町4丁目1-10
居宅介護支援	2	8	7	1	1	0	2	8	1	6	〒665-0056 兵庫県宝塚市中野町9-28
居宅介護支援	2	8	7	3	3	0	2	6	5	3	〒664-0008 兵庫県伊丹市荒牧南2丁目8-5
(介護予防) 訪問看護	2	8	6	0	9	9	1	0	5	4	〒662-0972 兵庫県西宮市今在家町1番8号 ケープヒルズ 阪神西宮602号
(介護予防) 訪問看護	2	8	6	0	6	9	0	3	1	8	〒653-0037 兵庫県神戸市長田区大橋町4丁目1-10

## 事 業 所 一 覧

サービス	事業所番号										所在 地
	事業所名										
定期巡回・随時対応型 訪問看護介護	2	8	9	0	9	0	0	5	2	1	〒663-8006 兵庫県西宮市段上町8丁目8-27
定期巡回・随時対応型 訪問看護介護	2	8	9	0	9	0	0	5	3	9	〒663-8136 兵庫県西宮市笠屋町17-33
定期巡回・随時対応型 訪問看護介護	2	8	9	0	9	0	0	5	1	3	〒662-0953 兵庫県西宮市堀切町5番5

# 介護サービス等の一覧表①

2022/10/1現在

要介護認定区分	自立		要支援1		要支援2	
	サービスの分類	自立介護費、前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料に含むサービス
<介護サービス>						
○巡回						
昼間 9:00～18:00	－	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○食事介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○排泄						
排泄介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ交換	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ代	－	実費／持込	－	実費／持込	－	実費／持込
○入浴	浴室使用週2回		週2回		週2回	
一般浴介助	状態に応じて※4		希望による週3回目から の援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目から の援助実施は別料金※1	希望による週3回目から の援助実施は別料金※1
清拭	状態に応じて※4			未入浴時 状態に応じて※4	未入浴時 状態に応じて※4	
特浴介助	－		－	－	－	
○身辺介助						
体位交換	－	－	－	－	－	－
居室からの移動	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
衣類の着脱	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
身だしなみ介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
行動障害対応※2	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○機能訓練	－	別料金※1	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○通院の介助						
協力医療機関	－		付添	－	付添	－
協力医療機関以外	－		－	別料金※1	－	別料金※1
○緊急時対応						
ナースコール	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
緊急搬送	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
<生活サービス>						
○家事						
清掃（居室）	週1回	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1
洗濯	週1回	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換	週1回	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯（業者に依頼分）	－	実費	－	実費	－	実費
○理美容	－	実費	－	実費	－	実費
○代行						
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1
○日用雑貨費用	－	実費	－	実費	－	実費
<健康管理サービス>						
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
○生活指導	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
○医師の往診	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>						
○医療費	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○移送サービス	－	実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費
○入院中の生活援助	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1
<その他のサービス>						
アクティビティ、その他サービス						
ホームが一律に提供する場合	－	実費	必要に応じて付添援助	実費	必要に応じて付添援助	実費
入居者の希望またはホームが参加者を募集して提供する場合	－	実費	－	※5	－	※5

※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯（日中：8～18時、夜朝：6～8時 及び 18～22時、深夜：22～6時）により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。

【15分の場合】 日中：1,540円 夜朝：1,925円 深夜：2,310円、【30分の場合】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【以降30分】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【240～480分の場合】 日中：1,100円 夜朝：1,375円 深夜：1,650円（すべて税込の金額）。

※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。

※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

※4 ケアプラン（特定施設入居者生活介護計画書）の内容に基づき、サービスを実施します。

※5 ①実費（参加費、交通費、材料費等）、②付添援助（※1に定める別料金）等、事前に参加費のご案内をいたします。

## 介護サービス等の一覧表②

2022/10/1現在

要介護認定区分	要介護1		要介護2		要介護3	
サービスの分類	介護保険給付・前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
<介護サービス>						
○巡回						
昼間 9:00～18:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○食事介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○排泄						
排泄介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ交換	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ代	－	実費／持込	－	実費／持込	－	実費／持込
○入浴	週2回		週2回		週2回	
一般浴介助	週2回		週2回		週2回	
清拭	未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4	
特浴介助	－		－		－	
○身辺介助						
体位交換	－	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
居室からの移動	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
衣類の着脱	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
身だしなみ介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
行動障害対応※2	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○機能訓練	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○通院の介助						
協力医療機関	付添	－	付添	－	付添	－
協力医療機関以外	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1
○緊急時対応						
ナースコール	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
緊急搬送	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
<生活サービス>						
○家事						
清掃（居室）	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯（業者依頼分）	－	実費	－	実費	－	実費
○理美容	－	実費	－	実費	－	実費
○代行						
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1
○日用雑貨費用	－	実費	－	実費	－	実費
<健康管理サービス>						
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
○生活指導	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
○医師の往診	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>						
○医療費	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○移送サービス	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費
○入院中の生活援助	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1
<その他のサービス>						
アクティビティ、その他サービス						
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて付添援助	実費	必要に応じて付添援助	実費	必要に応じて付添援助	実費
入居者の希望またはホームが参加者を募集して提供する場合	－	※5	－	※5	－	※5

※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯（日中：8～18時、夜朝：6～8時 及び 18～22時、深夜：22～6時）により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。

【15分の場合】 日中：1,540円 夜朝：1,925円 深夜：2,310円、【30分の場合】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【以降30分】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【240～480分の場合】 日中：1,100円 夜朝：1,375円 深夜：1,650円（すべて税込の金額）。

※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。

※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

※4 ケアプラン（特定施設入居者生活介護計画書）の内容に基づき、サービスを実施します。

※5 ①実費（参加費、交通費、材料費等）、②付添援助（※1に定める別料金）等、事前に参加費のご案内をいたします。

## 介護サービス等の一覧表③

2022/10/1現在

要介護認定区分	要介護4		要介護5	
サービスの分類	介護保険給付・前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
<介護サービス>				
○巡回				
昼間 9:00～18:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○食事介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○排泄				
排泄介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ交換	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ代	－	実費／持込	－	実費／持込
○入浴	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1
一般浴介助	週2回		週2回	
清拭	未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4	
特浴介助	状態に応じて※4		状態に応じて※4	
○身辺介助				
体位交換	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
居室からの移動	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
衣類の着脱	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
身だしなみ介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
行動障害対応※2	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○機能訓練	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○通院の介助				
協力医療機関	付添	－	付添	－
協力医療機関以外	－	別料金※1	－	別料金※1
○緊急時対応				
ナースコール	適宜対応	－	適宜対応	－
緊急搬送	適宜対応	－	適宜対応	－
<生活サービス>				
○家事				
清掃（居室）	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯（業者に依頼分）	－	実費	－	実費
○理美容	－	実費	－	実費
○代行				
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	－	別料金※1	－	別料金※1
○日用雑貨費用	－	実費	－	実費
<健康管理サービス>				
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	－	適宜対応	－
○生活指導	適宜対応	－	適宜対応	－
○医師の往診	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>				
○医療費	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○移送サービス	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費
○入院中の生活援助	－	別料金※1	－	別料金※1
<その他のサービス>				
アティビティ、その他サービス				
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて付添援助	実費	必要に応じて付添援助	実費
入居者の希望またはホームが参加者を募集して提供する場合	－	※5	－	※5

※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯（日中：8～18時、夜朝：6～8時 及び 18～22時、深夜：22～6時）により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。

【15分の場合】 日中：1,540円 夜朝：1,925円 深夜：2,310円、【30分の場合】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【以降30分】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【240～480分の場合】 日中：1,100円 夜朝：1,375円 深夜：1,650円（すべて税込の金額）。

※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。

※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

※4 ケアプラン（特定施設入居者生活介護計画書）の内容に基づき、サービスを実施します。

※5 ①実費（参加費、交通費、材料費等）、②付添援助（※1に定める別料金）等、事前に参加費のご案内をいたします。